

熊本市公報

第 1355 号

発行所 熊本中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市総務局総務課

発行日 毎月 15 日・末日

目 次

告 示

○特定計量器の定期検査（告示第 434 号）	895
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関 （精神通院医療）の指定（告示第 435 号）	895
○熊本市立五福小学校プール及びコインロッカー使用料の収納事務委託（告示第 436 号）	896
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 437 号）	896
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 438 号）	896
○熊本市オンブズマン運営状況（告示第 439 号）	897
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事 業者の指定（告示第 440 号）	900
○児童福祉法による障害児通所支援事業を行う事業者の指定（告示第 441 号）	901
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 442 号）	901
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 443 号）	901
○告示内容の訂正（告示第 445 号）	902
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 446 号）	902
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 447 号）	902
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 448 号）	902
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 449 号）	903
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 450 号）	903
○土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（告示第 451 号）	903
○身体障害者福祉法による医師の指定（告示第 452 号）	904
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関 （育成医療更生医療）の指定（告示第 453 号）	904
○差押調書及び配当計算書の公示送達（告示第 454 号）	905
○国道の区域変更（告示第 455 号）	905
○国道の供用開始（告示第 456 号）	906
○平成 24 年度及び平成 25 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 457 号）	906
○平成 24 年度及び平成 25 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 458 号）	907
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 459 号）	907
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 461 号）	907
○放置自転車の移動及び返還（告示第 462 号）	907
○放置自転車の売却等（告示第 463 号）	908
○県道の区域変更（告示第 464 号）	908
○平成 25 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 465 号）	909

○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 466 号）	909
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 467 号）	909
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 468 号）	910
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 469 号）	910
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 470 号）	910
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 471 号）	910
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 472 号）	911
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 473 号）	911
○差押調書（謄本）の公示送達（告示第 474 号）	911
○平成 24 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 475 号）	911
○放置自転車の移動及び返還（告示第 476 号）	912
○放置自転車の移動及び返還（告示第 477 号）	913
○放置自転車の移動及び返還（告示第 478 号）	913
○放置自転車の売却等（告示第 479 号）	914
○地縁団体の認可（告示第 481 号）	914

公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 410 号）	915
○開発行為に関する工事の完了（公告第 416 号）	915
○開発行為に関する工事の完了（公告第 417 号）	915
○開発行為に関する工事の完了（公告第 419 号）	916
○開発行為に関する工事の完了（公告第 421 号）	916
○開発行為に関する工事の完了（公告第 422 号）	916
○開発行為に関する工事の完了（公告第 425 号）	917
○開発行為に関する工事の完了（公告第 426 号）	917
○開発行為に関する工事の完了（公告第 432 号）	917
○大規模小売店舗立地法の規定による承継届出（公告第 438 号）	917
○大規模小売店舗立地法の規定による変更届出（公告第 439 号）	918
○大規模小売店舗立地法の規定による変更届出（公告第 440 号）	919
○開発行為に関する工事の完了（公告第 441 号）	920
○農業振興地域整備計画の変更及び縦覧（公告第 444 号）	920
○開発行為に関する工事の完了（公告第 445 号）	921
○大規模小売店舗立地法の規定による新設届出（公告第 446 号）	921
○農用地利用集積計画の決定（公告第 447 号）	923

東 区

○住民票の職権消除（東区告示第 6 号）	923
----------------------	-----

北 区

○住民票の職権消除（北区告示第 5 号）	923
○住民票の職権消除（北区告示第 6 号）	923

上下水道局

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水処理の開始（上下水道局告示第 32 号）	924
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 33 号）	924

○給水装置工事の事業の廃止（上下水道局告示第 34 号）	925
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 35 号）	925
○排水設備指定工事店の指定の取消し（上下水道局告示第 36 号）	925
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 37 号）	926
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 38 号）	926
○排水設備指定工事店の指定の取消し（上下水道局告示第 39 号）	926
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 40 号）	927
○排水設備指定工事店の指定（上下水道局告示第 41 号）	927
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 42 号）	927

監 査

○平成 24 年度一般・特別会計定期監査（財務・工事）（監委公告第 11 号）	928
-----------------------------------------	-----

告示

告示 第 434 号

平成 25 年 6 月 3 日

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 定期検査の対象となる特定計量器

計量法施行令第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。

2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検査日	検査場所
	検査区域（小学校区）
7月9日（火）	桜木中学校 玄関エントランス
	秋津・桜木・桜木東
7月10日（水）	東野中学校 体育館エントランス
	秋津・若葉
7月11日（木）	熊本市計量検査所
	健軍・健軍東・泉ヶ丘・東町

※ 受付時間 午前 10 時から正午まで

午後 1 時から午後 3 時まで

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

3 特定計量器検定検査規則第 39 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間

(1) 検査場所

特定計量器の所在の場所

(2) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多い場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

(3) 検査期間

平成 25 年 7 月 1 日（月）から平成 25 年 11 月 29 日（金）まで

告示 第 435 号

平成 25 年 6 月 3 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
ふじさき調剤薬局	熊本市中央区北千反畠町 2 - 3	平成 25 年 6 月 1 日 ~ 平成 31 年 5 月 31 日
つくし薬局	熊本市北区楠八丁目 8-5	平成 25 年 6 月 1 日 ~ 平成 31 年 5 月 31 日
ペンギン薬局	熊本市東区上南部二丁目 1 番 78 号	平成 25 年 6 月 1 日 ~ 平成 31 年 5 月 31 日
あおい薬局 帯山店	熊本市中央区帯山三丁目 1 5 番 11 号	平成 25 年 6 月 1 日 ~ 平成 31 年 5 月 31 日

告示 第 436 号

平成 25 年 6 月 3 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき、使用料及び手数料等の徴収又は収納事務の委託に関し、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 受託者

熊本市中央区帯山三丁目 8-44

株式会社 三勢

代表取締役 福原 英喜

2 委託期間

平成 25 年 6 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで

3 委託する歳入の種類

熊本市立五福小学校プール及びコインロッカーの使用料

告示 第 437 号

平成 25 年 6 月 3 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 09649	アイケアデイサービス 熊本市東区新生一丁目 1 番 1 1 号	株式会社真栄 熊本市南区城南町隈庄 556 番 地 代表取締役 徳永 栄一郎	平成 25 年 6 月 1 日	通所介護
43701 09649	アイケアデイサービス 熊本市東区新生一丁目 1 番 1 1 号	株式会社真栄 熊本市南区城南町隈庄 556 番 地 代表取締役 徳永 栄一郎	平成 25 年 6 月 1 日	介護予防 通所介護

告示 第 438 号

平成 25 年 6 月 3 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の

指定をしたので、同法第 78 条及び同法第 115 条の 10 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
43701 09656	デイサービスひこ 熊本市東区三郎二丁目 22 番 8 号 HIKOBLD 1F	医療法人邦洋会 熊本市中央区渡鹿三丁目 15 番 4 5 号 理事長 前田 邦彦	平成 25 年 6 月 4 日	通所介護
43701 09656	デイサービスひこ 熊本市東区三郎二丁目 22 番 8 号 HIKOBLD 1F	医療法人邦洋会 熊本市中央区渡鹿三丁目 15 番 4 5 号 理事長 前田 邦彦	平成 25 年 6 月 4 日	介護予防通所介護

告 示 第 439 号

平成 25 年 6 月 3 日

熊本市オンブズマン条例（平成 23 年条例第 10 号）第 25 条及び熊本市オンブズマン条例施行規則（平成 23 年規則第 75 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 件名

熊本市オンブズマン運営状況

2 運営状況

(1) 苦情申立ての受付状況

（表 1）月別・居住地別・申立方法別受付状況

（単位：件）

月	件数	申立人居住地別			申立方法別			
		市内	県内 (市外)	県外	持参	インターネット	郵送	FAX
4	12	12	0	0	8	4	0	0
5	3	2	0	1	1	1	0	1
6	14	13	1	0	3	9	0	2
7	13	13	0	0	6	5	2	0
8	9	9	0	0	4	2	3	0
9	5	5	0	0	4	1	0	0
10	5	4	1	0	3	1	0	1
11	8	8	0	0	4	3	1	0
12	9	9	0	0	6	2	1	0
1	5	5	0	0	4	0	1	0
2	7	7	0	0	4	1	2	0
3	9	8	1	0	4	1	4	0
合計	99	95	3	1	51	30	14	4

(表 2) 行政組織別・分野別受付状況

(単位: 件・%)

組織	件数	構成比	分野							
総務局	4	4.1	相談業務	2	職務外行為	1	地域防災計画	1		
企画振興局	1 3	1 3.1	オンブズマン制度	6	住居表示	2	市民協働	2	広聴業務	1
			地域公民館	1	相談業務	1				
財政局	7	7.1	固定資産税	3	市県民税	2	駐車場・駐輪場	1	徴収対策	1
健康福祉子ども局	1 5	1 5.2	環境衛生	3	児童相談所	2	子ども総合相談室	2	火葬場	1
			高齢者団体支援	1	身体障がい者 在宅支援	1	医療安全相談	1	児童育成クラブ	1
			保育所	1	保育料	1	相談業務	1		
環境局	4	4.1	環境保全	2	収集	1	大気保全	1		
観光文化交流局	3	3.0	ホームページ	2	広聴業務	1				
都市建設局	3 3	3 3.3	道路整備	9	道路管理	8	住宅管理	4	ホームページ	2
			土地区画整理	1	都市計画区域	1	建築指導	1	中高層建築物	1
			熊本駅周辺整備	1	景観整備	1	公園	1	水路管理	1
			準用河川改修	1	諸問題	1				
中央区役所	8	8.1	生活保護	4	国民健康保険	2	環境衛生	1	個人情報保護	1
東区役所	1	1.0	生活保護	1						
西区役所	2	2.0	生活保護	1	自立支援給付	1				
南区役所	3	3.0	保育所	1	広報刊行物	1	ひとり親家庭支援	1		
北区役所	1	1.0	地域コミュニティ	1						
上下水道局	3	3.0	上下水道料金	3						
教育委員会	1	1.0	公共建築物	1						
農業委員会	1	1.0	農地調整	1						
合計	9 9	1 0 0 . 0								

(2) 苦情申立ての処理状況

ア 平成 23 年度からの継続分

(表 3) 苦情処理の状況

(単位: 件・%)

区分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	1 1	1 0 0 . 0
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	6	5 4 . 5
	5	4 5 , 5
合 計	1 1	1 0 0 . 0

(表 4) 苦情処理日数の状況

(単位: 件・%)

区分	処理日数	30日	31日~60日	61日以上	合計
		以内	60日	以上	
1 調査結果を通知したもの	0	3	8	11	11
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	0	1	5	6	6
	0	2	3	5	
合 計	0	3	8	11	11
構 成 比	0.0	27.3	72.7	100.0	100.0

イ 平成 24 年度受付分

(表 5) 苦情処理の状況

(単位: 件・%)

区分	件数	構成比
1 調査結果を通知したもの	56	56.6
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	21	21.2
	35	35.4
2 調査対象とならなかつたもの	20	20.2
(1) 管轄外のもの	6	6.1
	14	14.1
3 調査を中止したもの	0	0.0
4 取り下げられたもの	5	5.0
5 繼続調査中のもの	18	18.2
合 計	99	100.0

(表 6) 苦情処理日数の状況

(単位: 件・%)

区分	処理日数	30日	31日~60日	61日以上	合計
		以内	60日	以上	
1 調査結果を通知したもの	11	24	21	56	56
(1) 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	7	6	8	21	21
	4	18	13	35	
2 調査対象とならなかつたもの	8	4	8	20	20
(1) 管轄外のもの	3	1	2	6	6
	5	3	6	14	
3 調査を中止したもの	0	0	0	0	0

4 取り下げられたもの	2	1	2	5
合 計	21	29	31	81
構 成 比	25.9	35.8	38.3	100.0

(2) 発意調査

平成 24 年度は、熊本市オンブズマン条例第 7 条第 2 項に基づく発意調査は行っていません。

(3) 励告又は意見表明

平成 24 年度は、熊本市オンブズマン条例第 21 条に基づく勧告又は意見表明に至った事例はありませんでした。

告 示 第 440 号

平成 25 年 6 月 4 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 事業所の名称及び所在地

(1) キャリア・カレッジ

熊本市東区京塚本町 1-10

(2) 就労支援センター ジョイナスコーヒー

熊本市北区兎谷二丁目 3 番 20 号

(3) ライフサポートセンター アメニティ

熊本市北区兎谷二丁目 3 番 20 号

(4) ヘルパーステーション ライフ上熊本

熊本市西区花園一丁目 4 番 2 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 一般社団法人キャリア・カレッジ

熊本市東区京塚本町 1-10 津出 君子

(2) NPO 法人まちくらネットワーク熊本

熊本市北区兎谷二丁目 3 番 20 号 中川 勝則

(3) NPO 法人まちくらネットワーク熊本

熊本市北区兎谷二丁目 3 番 20 号 中川 勝則

(4) 株式会社 クボタライフ九州

熊本市西区花園一丁目 4 番 2 号 小林 雅子

3 指定年月日

平成 25 年 6 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

(1) 就労継続支援 A 型

(2) 就労継続支援 A 型

(3) 共同生活介護

(4) 居宅介護、重度訪問介護

5 主たる対象とする障害の種類

(1) 特定無し

(2) 特定無し

(3) 特定無し

(4) 特定無し

告示 第 441 号

平成 25 年 6 月 4 日

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の障害児通所支援事業を行う事業者を指定したので、同法第 21 条の 5 の 24 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 事業所の名称及び所在地

ぶー やん 3 号 熊本市西区城山下代一丁目 1-3

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

株式会社 ヒューマンネット

香川県高松市木太町 4284 番地 8 鎌倉 美智代

3 指定年月日

平成 25 年 6 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

放課後等デイサービス

5 主たる対象とする障害の種類

障害児

告示 第 442 号

平成 25 年 6 月 4 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした川上校区第 3 町内自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

主たる事務所

「熊本市楠野町 578 番地 9」を「熊本市北区楠野町 594 番地」に改める。

代表者の氏名及び住所

「中山 重臣 熊本市楠野町 578 番地 9」を「坂本 弘道 熊本市北区楠野町 594 番地」に改める。

告示 第 443 号

平成 25 年 6 月 5 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
5 月 13 日	はり札等	6	琴平本町	5 月 14 日
5 月 16 日	はり札等	1	本荘町	5 月 15 日
5 月 17 日	はり札等	6	長嶺、日吉	5 月 18 日
5 月 20 日	はり札等	1	東野	5 月 21 日

5月21日	はり札等	2	城山上代	5月22日
5月23日	はり札等	4	日吉、九品寺	5月24日
5月28日	はり札等	1	下南部	5月29日
保管場所 熊本市花畠別館 (熊本市中央区花畠町3-1)				

告 示 第 4 4 5 号

平成 25 年 6 月 6 日

平成 25 年 5 月 28 日付け告示第 419 号において告示した内容について、次のとおり訂正する。

熊本市長 幸 山 政 史

訂正項目	正	誤
代表者氏名	代表取締役 秋吉 千帆	代表取締役 安藤 妙子

告 示 第 4 4 6 号

平成 25 年 6 月 6 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした山ノ内校区第 3 町内自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

事務所の所在地

「熊本市山ノ神一丁目 3262 番地 18」を主たる事務所の所在地「熊本市東区山ノ神一丁目 10 番 73 号」に改める。

告 示 第 4 4 7 号

平成 25 年 6 月 6 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした月出校区第二町内自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「池田 国夫 熊本市東区月出一丁目 4 番 8 号」を「橋本 智徳 熊本市東区月出二丁目 3 番 32 号」に改める。

告 示 第 4 4 8 号

平成 25 年 6 月 6 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした長嶺校区第 3 町内自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に

より次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「下村 泰紀 熊本市東区戸島西一丁目 27 番 3 号」を「松岡 洋臣 熊本市東区戸島西一丁目 6 番 43 号」に改める。

告示第 449 号

平成 25 年 6 月 6 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした平山町自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「上田 幸誠 熊本市東区平山町 3199 番地」を「神崎 貴久雄 熊本市東区平山町 3186 番地」に改める。

告示第 450 号

平成 25 年 6 月 6 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした山尻自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「永坂 克明 熊本市東区弓削町 554 番地 1」を「田口 政明 熊本市東区弓削町 564 番地」に改める。

告示第 451 号

平成 25 年 6 月 6 日

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 形質変更時要届出区域に指定する土地

熊本市西区田崎二丁目 380-6、386-2、388、400-1、400-2、405-3 の各一部

2 当該区域において土壤の土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号。以下「施行規則」という。）第 31 条第 1 項の基準（土壤溶出量基準）に適合していない特定有害物質の種類
ふつ素及びその化合物

3 当該区域は、施行規則第 58 条第 4 項第 9 号に該当する。（土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められる）

告示 第 452 号

平成 25 年 6 月 7 日

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 63 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

診療科目	医師氏名	医療機関名	所在地	指定日
整形外科	平井 康裕	鶴田病院	熊本市東区保田窪本町 10 番 112 号	平成 25 年 4 月 1 日
脳神経外科	北村 伊佐雄	熊本地域医療センター	熊本市中央区本荘五丁目 16 番 10 号	平成 24 年 4 月 1 日
神経内科	佐藤 達矢	熊本託麻台病院	熊本市東区尾ノ上一丁目 14 番 27 号	平成 25 年 4 月 1 日
神経内科	俵 哲	熊本医療センター	熊本市中央区二の丸 1 番 5 号	平成 17 年 3 月 31 日
内科	豊田 麻理子	熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目 1 番 1 号	平成 25 年 5 月 31 日
循環器内科	宮崎 勇次	熊本市民病院	熊本市東区湖東一丁目 1 番 60 号	平成 25 年 5 月 31 日
脳神経外科	長谷川 秀	熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目 1 番 1 号	平成 25 年 5 月 31 日
神経内科	寺崎 修司	熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目 1 番 1 号	平成 25 年 5 月 31 日

告示 第 453 号

平成 25 年 6 月 7 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関（育成医療更正医療）を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸山政史

指定医療機関	所在地	担当すべき 医療の種類	主として担当す る医師（薬剤師） 氏名	指定年月日
整形外科 井上病院	熊本市中央区本荘町 64 4 番地	整形外科	大塚 豊	平成 25 年 6 月 1 日
健軍本町薬局	熊本市東区健軍本町 11 番 8 号 第 3 和光ビル 1 F	調剤	松本 章宏	平成 25 年 6 月 1 日
大賀薬局 帯山店	熊本市中央区帯山八丁目 2 番 5 号	調剤	鄭 唯学	平成 25 年 6 月 1 日
三恵薬局 新地店	熊本市北区清水新地七丁 目 9 番 23 号	調剤	ジャイルス 仁 美	平成 25 年 6 月 1 日
さくら調剤薬局 小島店	熊本市西区小島三丁目 3 9 番 5 号	調剤	上野 貞	平成 25 年 6 月 1 日

さくら調剤薬局 坪井店	熊本市中央区坪井一丁目 2番24号	調剤	安田 悅子	平成25年6月1日
むさし塚駅前 調剤薬局	熊本市北区武蔵ヶ丘一丁 目8番21号	調剤	濱 正智	平成25年6月1日
月出薬局	熊本市東区月出二丁目4 番77号	調剤	村上 裕子	平成25年6月1日
保険調剤薬局 同仁堂 上通店	熊本市中央区上通町2番 7号	調剤	古市 莉恵	平成25年6月1日
古川町調剤薬局	熊本市中央区古川町18 番地	調剤	大東 裕子	平成25年6月1日
E L (エル) 薬局	熊本市南区馬渡二丁目3 番29号	調剤	白石 弘子	平成25年6月1日
すみれ薬局	熊本市中央区本荘二丁目 14番13号	調剤	西山 真純	平成25年6月1日
くすの木薬局	熊本市北区龍田五丁目1 番43号	調剤	江藤 忍	平成25年6月1日
グリーン薬局 長嶺店	熊本市東区戸島西三丁目 2番50号	調剤	河端 光博	平成25年6月1日
グリーン薬局 神水店	熊本市中央区神水一丁目 33番11号	調剤	坂本 和洋	平成25年6月1日
シモカワ薬局 センター店	熊本市中央区桜町3番1 0号 熊本交通センター 内	調剤	大橋 佳奈子	平成25年6月1日
そうごう薬局 島崎店	熊本市西区島崎二丁目7 番24号	調剤	上田 真理子	平成25年6月1日

告示 第 454 号

平成 25 年 6 月 7 日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第131条第3号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1人

- 2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

告示 第 455 号

平成 25 年 6 月 10 日

国道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
一般国道	387号	合志市須屋字西谷676番7地先から 北区鶴羽田一丁目633番1地先まで	旧	37.9 ～ 39.3	18.9
		合志市須屋字西谷676番7地先から 北区鶴羽田一丁目633番1地先まで	新	41.8 ～ 47.0	18.9

告示第 456 号

平成 25 年 6 月 10 日

国道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区間	
一般国道	387号	合志市須屋字西谷676番7地先から 北区鶴羽田一丁目633番1地先まで	平成 25 年 6 月 10 日

告示第 457 号

平成 25 年 6 月 10 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	4 月期	115 人
平成 24 年度	3 月期	5 人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 6 月 19 日

告示 第 458 号

平成 25 年 6 月 10 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 25 年度	4 月期	25 人
平成 24 年度	3 月期	30 人
	2 月期	2 人
	1 月期	1 人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 25 年 6 月 19 日

告示 第 459 号

平成 25 年 6 月 10 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をした河内校区第 11 町内自治会から、同条第 10 項前段の規定に基づく告示事項の変更届出があったので、同項後段の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「横田 成人 熊本市西区河内町白浜 878 番地 2」を「横田 和文 熊本市西区河内町白浜 229 番地」に改める。

告示 第 461 号

平成 25 年 6 月 11 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 78 条及び同法施行規則第 131 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4340146705	めばえ薬局 熊本市中央区帯山三丁目 18 番 42 号	有限会社生活の杜 熊本県菊池郡菊陽町津久礼 2448 番地 5 代表取締役 樋島 淳	平成 25 年 5 月 31 日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

告示 第 462 号

平成 25 年 6 月 11 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 3 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
- (1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
- ア 平成 25 年 4 月 26 日 手取エリア、銀座通りエリア、新市街エリア、水道町エリア、上通
エリア
- イ 平成 25 年 5 月 1 日 新市街エリア、辛島エリア、銀座通りエリア、上通エリア、水道町エ
リア、手取エリア、西区上代三丁目 19-1
- ウ 平成 25 年 5 月 2 日 手取エリア、辛島エリア、銀座通りエリア、並木坂、新市街エリア、
中央区国府一丁目 21、水道町エリア、二の丸公園駐車場
- エ 平成 25 年 5 月 7 日 手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、銀座通りエリア、水道町エ
リア、上通エリア
- オ 平成 25 年 5 月 8 日 銀座通りエリア、手取エリア、上通エリア、新市街エリア
- カ 平成 25 年 5 月 9 日 健軍ピアレス、武蔵塚駅周辺
- キ 平成 25 年 5 月 10 日 手取エリア
- (2) 保管の場所 平成第二自転車保管所
- (3) 保管の期間 平成 25 年 9 月 11 日まで
- 2 移動・保管台数
自転車 128 台
- 3 返還事務を行う曜日・時間
月曜日から土曜日まで
午前 10 時から午後 4 時 30 分まで
日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。
- 4 返還を受けるための必要事項
自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返
還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示
等しなければならない。
- 5 連絡先（返還事務を行う場所）
平成第二自転車保管所（電話 096-370-5606）
熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 4 6 3 号
平成 25 年 6 月 11 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 1
3 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及
び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基
づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 25 年 6 月 11 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 135 台

告 示 第 4 6 4 号
平成 25 年 6 月 12 日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規
定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	旧新の別	敷地の幅員(m)	延長(m)
主要地方道	熊本高森線	西区春日一丁目 785 番 1 地先から 西区春日一丁目 799 番 3 地先まで	旧	36.0 ～ 43.5	11.8
		西区春日一丁目 804 番 4 地先から 西区春日一丁目 799 番 3 地先まで	新	36.0 ～ 36.0	11.8

告示第 465 号

平成 25 年 6 月 12 日

平成 25 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成 25 年度	介護保険料	5 月期 6 月期 7 月期	平成 25 年 7 月 1 日 平成 25 年 7 月 1 日 平成 25 年 7 月 31 日	公示送達者 8 人 (登載省略)

告示第 466 号

平成 25 年 6 月 12 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした飽田西校区第 1 町内自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「佐藤 友一 熊本市南区並建町 761 番地 2」を「坂本 新一 熊本市南区並建町 263 番地」に改める。

告示第 467 号

平成 25 年 6 月 12 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした白藤ニュータウン自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「島田 欣一 熊本市南区白藤四丁目 20-28」を「上田 勤 熊本市南区白藤四丁目 18-2」に改める。

告示第 468 号

平成 25 年 6 月 12 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした清藤区自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「東 訓 下益城郡富合町大字清藤 272 番地」を「西島 徹 熊本市南区富合町清藤 107 番地」に改める。

告示第 469 号

平成 25 年 6 月 12 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした出水自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「木村 富士郎 熊本市南区城南町舞原 1390 番地」を「大河原 勉 熊本市南区城南町出水 826 番地」に改める。

事務所の所在地

「熊本市南区城南町舞原 1390 番地」を「熊本市南区城南町出水 826 番地」に改める。

告示第 470 号

平成 25 年 6 月 12 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした六田自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「本田 敏美 熊本市南区城南町六田 513 番地」を「成松 正治 熊本市南区城南町六田 773 番地」に改める。

告示第 471 号

平成 25 年 6 月 12 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした土鹿野区自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「吉田 春野 熊本市南区城南町鰐瀬 2986 番地」を「米田 満也 熊本市南区城南町鰐瀬 3077 番地 1」に改める。

事務所の所在地

「熊本市南区城南町鰐瀬 2986 番地」を「熊本市南区城南町鰐瀬 3077 番地 1」に改める。

告 示 第 4 7 2 号

平成 25 年 6 月 12 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした署町自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「東矢 邦夫 熊本市南区城南町千町 2074 番地 2」を「後藤 光雄 熊本市南区城南町千町 2215 番地」に改める。

事務所の所在地

「熊本市南区城南町千町 2074 番地 2」を「熊本市南区城南町千町 2215 番地」に改める。

告 示 第 4 7 3 号

平成 25 年 6 月 12 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした高自治会から、同条第 11 項に規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「南 信 熊本市南区城南町高 551 番地 1」を「大橋 紘一 熊本市南区城南町高 453 番地」に改める。

事務所の所在地

「熊本市南区城南町高 551 番地 1」を「熊本市南区城南町高 453 番地」に改める。

告 示 第 4 7 4 号

平成 25 年 6 月 12 日

国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条に基づく差押調書（謄本）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1 人

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

告 示 第 4 7 5 号

平成 25 年 6 月 13 日

平成 24 年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書

類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

該当年度	税目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成 24 年度	市県民税	過 6 月期	平成 25 年 7 月 1 日	1 人

告示 第 476 号

平成 25 年 6 月 13 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 25 年 5 月 14 日 新市街エリア、手取エリア、銀座通りエリア、上通エリア、水道町エリア、辛島エリア、崇城大ホール

イ 平成 25 年 5 月 15 日 渡鹿陸橋、東区秋津町秋田、中央区本荘町、東区役所、北区龍田陣内三丁目 27

ウ 平成 25 年 5 月 16 日 東区長嶺南三丁目 10、新市街エリア、手取エリア、辛島エリア、銀座通りエリア

エ 平成 25 年 5 月 20 日 手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、銀座通りエリア、水道町エリア、上通エリア、並木坂エリア、東区東野一丁目 17

オ 平成 25 年 5 月 21 日 中央区南熊本一丁目 6

カ 平成 25 年 5 月 22 日 手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、銀座通りエリア、水道町エリア、上通エリア、並木坂エリア

キ 平成 25 年 5 月 23 日 市庁舎北側駐輪場、市庁舎南側駐輪所、手取エリア、上通エリア、森都心プラザ、中央区世安町、新市街エリア、水道町エリア、並木坂エリア、辛島エリア、銀座通りエリア

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 25 年 9 月 13 日まで

2 移動・保管台数

自転車 213 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番 (平成跨線橋下)

告 示 第 4 7 7 号

平成 25 年 6 月 13 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 3 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 25 年 5 月 24 日 上熊本駅駐輪場、南区馬渡二丁目 1

イ 平成 25 年 5 月 27 日 中央区子飼本町 37

ウ 平成 25 年 5 月 28 日 新市街エリア、手取エリア、銀座通りエリア、辛島エリア

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 25 年 9 月 13 日まで

2 移動・保管台数

自転車 185 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番 (平成跨線橋下)

告 示 第 4 7 8 号

平成 25 年 6 月 13 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 3 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 14 条第 1 項及び第 16 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア 平成 25 年 5 月 29 日 東区三郎二丁目 23

イ 平成 25 年 5 月 30 日 熊本駅駐輪場、オータニ裏駐輪場

(2) 保管の場所 平成自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 25 年 9 月 13 日まで

2 移動・保管台数

自転車 117 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 10 時から午後 4 時 30 分まで

日曜日、祝祭日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成自転車保管所（電話 096-364-3910）

熊本市中央区平成二丁目 235 番（平成跨線橋下）

告 示 第 4 7 9 号

平成 25 年 6 月 13 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 60 年条例第 31 号）第 12 条、第 13 条第 2 項及び第 16 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 14 条第 2 項及び第 16 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 61 年 3 月 11 日規則第 7 号）第 18 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 17 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）

2 売却又は廃棄の年月日

平成 25 年 6 月 13 日

3 売却又は廃棄の台数

自転車 78 台

告 示 第 4 8 1 号

平成 25 年 6 月 14 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を認可したので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

1 名称

松尾校区第 5 町内自治会

2 規約に定める目的

会員間の親睦と融和を図るとともに、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもと、安全で安心して暮らせる、明るく豊かなやさしい地域づくりを目指すため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡と親睦を図ること。
- (2) 区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。
- (3) 集会施設その他の財産の維持管理に関すること。
- (4) 福利、厚生に関すること。
- (5) 交通安全、防災、防火等に関すること。
- (6) その他目的達成に必要なこと。

3 区域

熊本市西区松尾町近津 2 番地から 55 番地まで、西区松尾町近津 1306 番地 1 号から 1364 番地まで、西区松尾町近津 1491 番地 2 号から 1499 番地まで、西区松尾町近津 1501 番地から 1510 番地まで、及び西区松尾町上松尾 4402 番地 3 号から 8 号、22 号、25 号の区域。

4 主たる事務所

熊本市西区松尾町近津 11-1

5 代表者の氏名

下津 信弘

6 代表者の住所

熊本市西区松尾町近津 1 1-1

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

8 代理人の有無

無

9 解散の事由

地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

10 認可年月日

平成 25 年 6 月 12 日

公 告

公告 第 410 号

平成 25 年 6 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区美登里町字居屋敷 489 番 1、491 番 1、491 番 4
457.11 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県横浜市金沢区釜利谷東一丁目 44 番 5 号
井上 隆夫

公告 第 416 号

平成 25 年 6 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区谷尾崎町字尾崎 470 番 1、471 番、472 番 1、473 番 1、492 番、493 番、又 493 番
4,914.51 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区健軍一丁目 27 番 1 号
株式会社 愛住宅
代表取締役 前田 晋

公告 第 417 号

平成 25 年 6 月 3 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区会富町字千手 134 番 2

200.27 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区会富町 1373 番地 1

河野 美代子

公 告 第 4 1 9 号

平成 25 年 6 月 4 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町舞原字東 59 番 2、60 番 2、61 番 2、61 番 4

3,185.04 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市早良区原三丁目 17 番 49 号

株式会社 シルバー不動産

代表取締役 中井 紀夫

公 告 第 4 2 1 号

平成 25 年 6 月 4 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町六田字大工免 793 番 2

330.03 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町六田 772 番地

網田 敬士

公 告 第 4 2 2 号

平成 25 年 6 月 5 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区八分字町字十三居屋敷 545 番 1

1,107.68 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区沼山津四丁目 1 番 13 号

松本不動産 株式会社

代表取締役 松本 幸一

公 告 第 4 2 5 号

平成 25 年 6 月 6 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区松尾町上松尾字二ノ口 124 番 1 （2 工区）

1,056.96 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区神水一丁目 33 番 22 号

有限会社 foot

代表取締役 古沢 拓治

公 告 第 4 2 6 号

平成 25 年 6 月 6 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町舞原字西 279 番 4、280 番 2

4,996.60 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区江津一丁目 15 番 6 号

株式会社 横田産業

代表取締役 横田 徳二

公 告 第 4 3 2 号

平成 25 年 6 月 7 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区長嶺東四丁目 1440 番 1、1441 番 1

1,448.47 平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区薄場一丁目 15 番 16 号

株式会社 アリストホーム

代表取締役 西村 聖尚

公 告 第 4 3 8 号

平成 25 年 6 月 11 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロードシティ熊本

熊本市東区東町三丁目 3 番 3 号

- 2 大規模小売店舗の譲渡があつた年月日

平成 24 年 12 月 14 日

- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	承継後
オリックス信託銀行株式会社 支配人 岡村 弘幸 東京都中央区日本橋兜町 7 番 2 号	三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 岩永 誠 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 21 号	同左
株式会社ベスト電器 代表取締役 有薗 憲一 福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号	同左
株式会社ヨダ 代表取締役 舟橋 政男 東京都杉並区成田東四丁目 39 番 8 号	同左
株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤 昌三 静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6	同左

- 4 大規模小売店舗の譲渡の理由

信託更迭のため

- 5 大規模小売店舗内の譲渡に係る店舗面積

2,877 平方メートル (但し、総店舗面積 6,208 平方メートル)

- 6 届出年月日

平成 25 年 5 月 22 日

公 告 第 439 号

平成 25 年 6 月 11 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があつたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 25 年 10 月 11 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンロードシティ熊本

熊本市東区東町三丁目 3 番 3 号

- 2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三菱UFJ信託銀行株式会社 支配人 岩永 誠 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号	同左

マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 2 1号	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田 英二 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目 13 番 2 1号
株式会社ベスト電器 代表取締役 有薗 憲一 福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号	株式会社ベスト電器 代表取締役 小野 浩司 福岡県福岡市博多区千代六丁目 2 番 33 号
株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 政男 東京都杉並区成田東四丁目 39 番 8 号	同左
株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤 昌三 静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6	株式会社メガネトップ 代表取締役 富澤 昌宏 静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地の 6

3 変更の年月日

- (1) マックスバリュ株式会社 平成 22 年 5 月 8 日
- (2) 株式会社ベスト電器 平成 22 年 3 月 20 日
- (3) 株式会社メガネトップ 平成 21 年 6 月 25 日

4 変更する理由

建物設置者の代表者交替のため

5 届出年月日

平成 25 年 5 月 22 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 25 年 6 月 11 日から平成 25 年 10 月 11 日まで

公 告 第 440 号

平成 25 年 6 月 11 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 25 年 10 月 11 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

A P タウンはません

熊本市中央区南熊本三丁目 5 番 1 号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
(仮称) NTT A P 南熊本複合店舗	A P タウンはません

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名(名称)	代表者(法人の場合)	住所
株式会社ハローデイ	代表取締役社長 加治 敬通	福岡県北九州市小倉南区徳力三丁目 10 番 1 号
その他未定		

(変更後)

氏名(名称)	代表者(法人の場合)	住所
株式会社ハローデイ	代表取締役社長 加治 敬通	福岡県北九州市小倉南区徳力三丁目 10 番 1 号
株式会社サンドラッ グ	代表取締役社長 才津 達郎	東京都府中市若松町一丁目 38 番地の 1
株式会社アルペン	代表取締役社長 水野 泰三	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9 番 40 号

3 変更の年月日

平成 25 年 5 月 29 日

4 変更する理由

店舗名称及び小売業者の決定のため

5 届出年月日

平成 25 年 5 月 20 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本中央区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 25 年 6 月 11 日から平成 25 年 10 月 11 日まで

公告 第 441 号

平成 25 年 6 月 11 日

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本中央区出水五丁目 103 番の一部及び水路
1,561.33 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本東区尾ノ上一丁目 5 番 20 号
株式会社 南栄開発
代表取締役 泉 清

公告 第 444 号

平成 25 年 6 月 12 日

農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 12 条第 1 項の規定により平成 25 年 5 月 23 日付け熊本公告第 375 号で公告した農業振興地域整備計画を同法第 13 条第 1 項の規定により変更するので、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第 13 条第 4 項の規定において準用する第 11 条第 2 項の規定により、熊本市の住民は、当該

農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第 13 条第 4 項の規定において準用する第 12 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成 25 年 7 月 12 日の翌日から起算して、15 日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長 幸山政史

1 農業振興地域整備計画（案）縦覧期間

自 平成 25 年 6 月 13 日

至 平成 25 年 7 月 12 日

2 農業振興地域整備計画（案）縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本市中央区総務企画課

熊本市東区農業振興課

熊本市西区農業振興課

熊本市南区農業振興課

熊本市北区農業振興課

3 意見の提出について

(1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 意見書の提出方法 文書により提出すること

(3) 意見書の提出期限 平成 25 年 7 月 29 日

4 異議申出について

(1) 異議申出の申出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所

(2) 異議申出の方法 文書により提出すること

公 告 第 445 号

平成 25 年 6 月 13 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区植木町岩野字馬場 1572 番 2

361.18 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市北区植木町今藤 169 番地 1 ルート 3 ヒルズ 107

角田 健

公 告 第 446 号

平成 25 年 6 月 14 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 25 年 10 月 14 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

y o u m e マート 田崎店

熊本市西区田崎二丁目 388 番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社 イズミ	広島市南区京橋町2番22号
代表取締役 山西 泰明	

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社 イズミ	広島市南区京橋町2番22号
代表取締役 山西 泰明	
未定	未定

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成 25 年 11 月 29 日 (開店希望日)

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4, 428 平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

No.1 建物屋上	191 台
No.2 建物北側隔地	47 台
No.3 建物前面	67 台 合計 305 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

No.1 建物前面	74 台
No.2 建物前面	33 台
No.3 建物西側	25 台 合計 132 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

建物南側 144.50 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物内南側	27.00 立方メートル
建物東側	4.60 立方メートル 合計 31.60 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社 イズミ 午前 6 時から午前 0 時まで

その他未定のテナント 午前 8 時から午後 11 時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 5 時 30 分から午前 0 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3 箇所 建物前平面駐車場北側、東側、西側

2 箇所 北側平面駐車場東側、南側 合計 5 箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 5 時から午後 6 時まで

8 届出年月日

平成 25 年 6 月 10 日

9 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市西区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局
商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 25 年 6 月 14 日から平成 25 年 10 月 14 日まで

公 告 第 447 号

平成 25 年 6 月 14 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 25 年度
熊本市農用地利用集積計画第 3 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸山政史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課扱い手推進室

東 区

東区告示第 6 号

平成 25 年 6 月 12 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 29
2 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 4 月 22 日に職権によ
り消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 西島徹郎

以下、登載省略

北 区

北区告示第 5 号

平成 25 年 6 月 3 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 29
2 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 5 月 21 日に職権によ
り消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 石原純生

以下、登載省略

北区告示第 6 号

平成 25 年 6 月 10 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 29
2 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 6 月 3 日に職権によ
り消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市北区長 石原純生

以下、登載省略

上下水道局

上下水道局告示第 32 号

平成 25 年 6 月 3 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 25 年 6 月 3 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成 25 年 6 月 3 日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 中部処理区

西区池田一丁目の一部

(2) 東部処理区

東区弓削町及び東区鹿帰瀬町の各一部

(3) 南部処理区

南区野口二丁目の一部

(4) 西部処理区

西区上代七丁目及び西区松尾町上松尾の各一部

(5) 熊本北部流域下水道関連処理区

北区麻生田三丁目の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

前項に示す区域内

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称

(1) 中部処理区

西区蓮台寺五丁目 7 番 2 号

中部浄化センター

(2) 東部処理区

東区秋津町秋田 536 番

東部浄化センター

(3) 南部処理区

南区元三町四丁目 1 番 1 号

南部浄化センター

(4) 西部処理区

西区沖新町 4944 番 3 号

西部浄化センター

(5) 熊本北部流域下水道関連処理区

北区鶴羽田町 12 番 1 号

熊本北部浄化センター

上下水道局告示第 33 号

平成 25 年 6 月 4 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水

道局規程第 36 号) 第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 698 号	合志市栄 3794 番地 28 信和システム 代表者 中村 信一	平成 25 年 5 月 29 日

上下水道局告示第 34 号

平成 25 年 6 月 7 日

次の者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年水道局規程第 5 号)第 10 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 733 号	菊池郡大津町岩坂 1318 番地 5 西村工業 代表者 西村 良一	平成 25 年 5 月 31 日

上下水道局告示第 35 号

平成 25 年 6 月 7 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年水道局規程第 5 号)第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 746 号	菊池郡大津町岩坂 1318 番地 5 株式会社ヤクタツ 代表取締役 西村 尚紘	平成 25 年 6 月 3 日

上下水道局告示第 36 号

平成 25 年 6 月 7 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程(平成 21 年上下水道局規程第 36 号)第 13 条第 1 項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第 14 条第 1 項第 1 号の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第 22 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日
第 684 号	菊池郡大津町岩坂 1318 番地 5 西村工業 代表者 西村 良一	平成 25 年 6 月 3 日

上下水道局告示第 37 号

平成 25 年 6 月 7 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 699 号	菊池郡大津町岩坂 1318 番地 5 株式会社ヤクタツ 代表取締役 西村 尚紘	平成 25 年 6 月 3 日

上下水道局告示第 38 号

平成 25 年 6 月 10 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年水道局規程第 5 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 747 号	合志市栄 3794 番地 28 信和システム 代表 中村 信一	平成 25 年 6 月 4 日

上下水道局告示第 39 号

平成 25 年 6 月 10 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 1 項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第 14 条第 1 項第 1 号の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第 22 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮原國臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	取消年月日

第 649 号	熊本市西区戸坂町3番25号 R e m a k e - O n e 代表者 馬原 一	平成 25 年 6 月 5 日
---------	--------------------------------------------------	-----------------

上下水道局告示第 40 号

平成 25 年 6 月 10 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 700 号	熊本市南区島町二丁目3番33号 島ハイツ105 株式会社リメイク・ワン 代表取締役 馬原 一	平成 25 年 6 月 5 日

上下水道局告示第 41 号

平成 25 年 6 月 11 日

熊本市排水設備指定工事店を新たに指定したので、熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 22 条第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	指定年月日
第 701 号	合志市須屋 1939 番地 株式会社城北 代表取締役 嶋村 健	平成 25 年 6 月 5 日

上下水道局告示第 42 号

平成 25 年 6 月 13 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定による届出があったので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 204 号	熊本市東区錦ヶ丘 31 番 14 号 株式会社肥後熊北総合設備 代表取締役 西川 才晶	平成 25 年 6 月 10 日 代表者、商号及び営業所の変更

監査事務局

監委公告第 11 号

平成 25 年 6 月 6 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 24 年度の監査を実施したので同条第 9 項の規定により、その結果について次のとおり報告書を提出（公表）する。

熊本市監査委員 田尻清輝

熊本市監査委員 竹原孝昭

熊本市監査委員 平塚孝一

熊本市監査委員 坂本邦彦

1 定期監査（財務）

（1）監査の対象

会計総室、市長事務部局、教育委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、熊本市選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局のうち、資料（1）の市機構図（登載省略）中□で囲んでいる局、課等。

（2）監査の期間

平成 24 年 12 月 3 日から平成 25 年 3 月 8 日まで

（3）監査の方法

今回の監査は、平成 24 年 9 月末日現在における資料の提出を求め、財務に関する事務のうち、主として予算の執行状況、契約事務、財産の管理等について書類審査し、必要に応じて関係職員に質問するなどの方法で実施した。

（4）監査の結果

・会計総室

適正に執行されているものと認められた。

・総務局

適正に執行されているものと認められた。

・企画振興局

適正に執行されているものと認められた。

・財政局

適正に執行されているものと認められた。

・健康福祉子ども局

適正に執行されているものと認められた。

・環境局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

（指摘事項 1）契約事務について：北部クリーンセンター

北部クリーンセンターワックス仕上げ業務委託においては、実施伺いで予算額、予定価格とともに 24 万円としていたが、3 社に見積りを徴取した結果、最低価格であった業者と予算額及び予定価格を超えた 31 万 5 千円で契約締結を行っていた。

熊本市契約事務マニュアルにおいては、契約を締結する場合その金額は予算の範囲内であることが必要であり、原則として予定価格を超えてはならないとしている。

契約事務にあたっては熊本市契約事務マニュアルに則り適切に手続きを行われたい。

・農水商工局

適正に執行されているものと認められた。

・観光文化交流局

適正に執行されているものと認められた。

・都市建設局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

(指摘事項 2) 契約事務について：西部土木センター

随意契約によろうとするときは見積書を徴さなければならないと熊本市契約事務取扱規則第 15 条第 1 項に規定されている。しかしながら、市道の舗装打換工事において、見積書を徴取することなく契約事務が遂行されていた。

これは、すでに下水道工事が着手されていた路線の路面復旧箇所以外の老朽化している路面について、自治会からの要望により舗装打換えを行った工事であり、舗装の仕上がりや住民生活に影響を与える工期等を考慮し当該下水道工事の施工業者を選定、また、設計額も熊本市契約事務取扱規則第 14 条の 2 第 1 号に規定されている限度額を超えないものであったことから、熊本市契約事務マニュアルに習い地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき随意契約が締結されていたものである。

施工業者が決定し、契約金額も設計金額以内であったとはいえ、見積書は、契約の成立要件である「互いの意思表示の合致」の証ともなる書類であることや、熊本市契約事務取扱規則にもその徴取が規定されていることから、その重要性を再認識し、徴取漏れがないよう最善の注意を払われたい。

・東区役所

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

(指摘事項 3) 現金取扱事務について：区民課、保護課

課の窓口で現金を収納する場合は、出納員の命を受ける分任出納員が現金取扱者となり、領収証に出納員氏名の記載と出納員印の押印だけではなく、取扱者氏名の記載と私印の押印をすることになるが、その取扱者名が、実際にその事務に携わった者ではないケースが散見された。

これは、その収納金の主担当である職員を取扱者として固定しているものの、実務上、全ての収納を一人で取り扱うことは不可能であることから、その他の職員が現金を取り扱った際にも、主担当者の氏名と私印を使用していたものである。

現金取扱事務においては、あらゆる不正や事故を防止する必要がある。したがって、責任の所在を明確にするうえにおいても、実際の現金取扱者名を記載するよう徹底されたい。

・北区役所

適正に執行されているものと認められた。

・消防局

適正に執行されているものと認められた。

・教育委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

(指摘事項 4) 補助金交付事務について：必由館高等学校、千原台高等学校

姉妹都市締結をしている米国サンアントニオ市から毎年留学生を受け入れており、平成 24 年度においても各高校 2 名、合計 4 名の受け入れが実施されていた。

「熊本市・サンアントニオ市交換留学生（高校生）受入事業実施要綱」によれば、留学生への補助金支給内容のうち、日本スポーツ振興センター掛金、研修旅行費、制服・教科書等物品購入費、交通費（通学等）の支給金額は実費あるいは予算の範囲内で実費と規定されているが、これらの領収書の写し等も無く、実費額の確認がなされないまま当初予算額と同額で補助金交付確定の事務処理がなされていた。

補助金の交付対象は留学生であることから、その手続等ではサポートが欠かせないことは考慮するものであるが、要綱が制定されている以上、これに則り交付事務を行わなければならな

い。実態が要綱に合わないのであれば、要綱改正の検討も含め、適正に処理されたい。

(指摘事項 5) 行政財産の使用許可について：千原台高等学校

自動販売機やガス整圧器の設置等 7 件に係る行政財産の目的外の使用許可申請に対し、平成 24 年 4 月 1 日付けで使用許可及び調定を行っているが、その全てにおいて、次の事項が見受けられた。

- ・熊本市公有財産管理事務の手引では、後日の紛争を避けるため、使用許可条件を相手方に了解させる必要があることから、使用許可書の交付の際、使用者から請書を提出させることとされているが、それを徴していなかった。

- ・熊本市行政財産使用条例では、使用料は前納とされ、熊本市公有財産管理事務の手引では、使用料は使用許可と同時にその全額を納付させなければならないとされているが、平成 24 年 12 月 6 日の監査時点でそれを徴していなかった。

行政財産の使用許可にあたっては、条例等に規定された事項について履行確認を確実に行われたい。

・監査事務局

適正に執行されているものと認められた。

・人事委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

・熊本市選挙管理委員会事務局

適正に執行されているものと認められた。

・農業委員会事務局（北区分室）

適正に執行されているものと認められた。

(5) 意見

近年の厳しい社会情勢においては、常に効率的な行政運営が求められている。このような中、本市においても、これに対応するための様々な方策に取り組まれているところである。当然これらの取り組みについては、市民から負託された公務として職員があたっていることから、職員の行政運営に対する認識の濃淡が取り組みの成果を大きく左右することはいうまでもない。つまり、行政運営は、市民からの税金を主な財源として行われているのであるという、公金への認識を職員がより強く持つことにより、効率性が保たれ、取り組みの大きな成果が生まれるものと考える。このことからも、職員のさらなる意識の高揚を望みたい。

また、指摘事項について、過去の報告書を見ると、該当課（かい）の違いはあるが、各局内において同じ内容の指摘が繰り返されている。これでは、結果として、各局の指摘事項に対する改善対策が十分であったとは言い難い。今後は、各局内における責任の所在を明確にされ、責任者によるチェック機能を働かせることにより、事務の正確性や適法性などを確保し、市民からの信頼を得られるような効果的な行政運営にあたられることを望みたい。

以下、今年度の定期監査における意見を述べることとする。

・補助金の交付事務について：各課共通

補助金の交付事務については、補助金の交付目的（公益上の必要性）や補助金の交付基準等を明確にするために、行政監査において事業ごとの補助金交付要綱等を整備されるよう求め、補助金交付要綱あるいは個別伺いの作成により措置する旨の報告を受けているところであるが、未だ補助金交付要綱あるいは個別伺いが未作成のものが見受けられた。また、補助金交付要綱は作成されているものの、同要綱に基本的な事務処理について熊本市補助金等交付規則を準用する旨の規定があるにもかかわらずこれが準用されていないもの、同要綱の補助金交付基準や算出方法の規定が不十分であるもの、あるいは補助金交付額算出の基礎となる補助対象経費が適切でないものなども見受けられた。

補助金は、特定の事業、研究等の育成・助長など行政上の目的・効果を達成するため、いわゆる公益上の必要性を根拠として交付されることからも、その交付事務にあたっては、要綱等

の内容を整備するとともに、補助金の公共性、必要性、金額の妥当性等について、個々の補助金ごとに精査され、適正な事務の執行に努められたい。

- ・契約事務、現金収納事務及び換金性の高い物品等の取扱いについて：各課共通

契約事務、現金領収帳の取扱いなどの現金収納事務及び換金性の高い物品等の取扱いについては、過去の監査報告書において指摘し、改善を求めてきたところであるが、今回の監査結果を見てみると前回の監査時点と比較して指導件数が減少するなど事務の改善傾向が見られた。

しかしながら、指導件数が減少したとはいえ改善すべき事項も残存していることから、これらについても平成 25 年度より予定されている全般的な取り組みによりいつそうの改善が図られるることを期待したい。

2 定期監査（工事）

（1）監査の対象

ア 監査対象部署、都市建設局、交通政策総室、熊本駅周辺整備事務所、熊本駅西土地区画整理事務所、営繕課、設備課、住宅課、道路整備課、土木管理課、河川公園課、東部土木センター、西部土木センター（城南地域整備室・富合地域整備室・河内分室含む）、北部土木センター（植木地域整備室含む）、植木中央土地区画整理事業所、鉄道高架関連整備室

イ 監査対象工事

今回監査の対象としたものは、上記部署において、平成 23 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までに契約された工事請負及び工事に類する業務委託 1, 155 件である。このうち新規事業に伴うもの、随意契約によるもの、契約変更を行ったもの等を重点的に抽出・選定し、「工事監査実施一覧表」（登載省略）に掲げる 90 件の工事及び委託について監査を実施した。

（2）監査の期間

平成 24 年 12 月 3 日から平成 25 年 2 月 26 日まで

（3）監査の方法

監査にあたっては、特に工事計画、設計図書の内容、積算基準とその運用、施工管理、契約方法及び決裁手続が適正に行われているかについて書類審査し、関係職員に質問するなどの方法で実施した。

（4）監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので改善に努められたい。

（指摘事項 1-1） L 型擁壁基礎コンクリート型枠の積算について

- ・西部土木センター
- ・工事名 沖新町第 10 号線道路改良工事
- ・工期 平成 23 年 11 月 24 日から平成 24 年 2 月 29 日まで
- ・工事請負額 5, 194, 174 円

L 型擁壁の基礎工事において、基礎コンクリート型枠の片側型枠を誤って両側型枠として積算したため、過大設計となっていた。

（指摘事項 1-2） 樹木伐採工・伐根工の積算について

- ・鉄道高架関連整備室
- ・工事名 都市計画道路野口清水線道路改築工事（その 1）
- ・工期 平成 24 年 6 月 28 日から平成 24 年 10 月 15 日まで
- ・工事請負額 7, 208, 537 円

樹木の伐採及び伐根工事の設計単価について、10 本当りを誤って 100 本当りとして積算したため、過小設計となっていた。

これらの事項は、積算時における設計図書の精査が適正に行われていれば発生しなかったものである。

執行課におかれでは、「熊本市公共（建設）工事照査実施要領」の作成趣旨を再認識され、精

査の徹底を図られるなど、適正な事務の執行に努められたい。

(指摘事項 2) 現場打ち側溝蓋の施工について

- ・東部土木センター

- ・工事名 菅原町出水七丁目第 1 号線道路改良工事

- ・工期 平成 24 年 2 月 27 日から平成 24 年 7 月 4 日まで

- ・工事請負額 40,231,971 円

U型側溝の排水工事について、二次製品の側溝蓋が使用できないところは、現場で側溝蓋を作成する。施工方法は、U型側溝の頸部分（約 5cm）のほぼ中心まで鉄筋（φ 13mm）を配筋し施工しなければならないが、その製作の一部に頸係りのないものが見られた。

この事項は、施工時に執行課で確認していれば発生しなかったものである。

執行課におかれては、現場での確認行為を請負業者と特記仕様書等により共有され、適正な事業の執行に努められたい。

(5) 要望事項

今回の監査において、軽微なものであるが次のような事項が見受けられた。

ア 設計事務について

- ・道路照明（LED）器具を導入するにあたり、用途による照度などの設置基準が必要であるが策定されていなかった。（西部土木センター城南地域整備室・富合地域整備室）

- ・設計図面において、積算ができる詳細が記載されていなかった。（西部土木センター富合地域整備室、北部土木センター植木地域整備室）

イ 施工管理について

- ・工事契約後に、別途先行工事の施工の遅れが判明し、発注者は受注者側に口頭による事前説明をされていたものの、その時点で受注者との協議書が交わされていなかった。（設備課）

- ・接地工事の施工状況において、設計積算で計上したものと異なっているものが見られた。（設備課）

- ・工事に必要な特記仕様書が設計図書に添付されていないため、工事期間中の組立保険に加入されていなかった。（住宅課）

これらの事項は、基本的かつ初步的な設計事務・施工管理の不備である。設計事務においては、設計基準の作成や積算時における設計図書の精査に努められ、更に、施工管理においては、施工時における工事管理を徹底するなど、事務の改善に努められるよう要望する。